

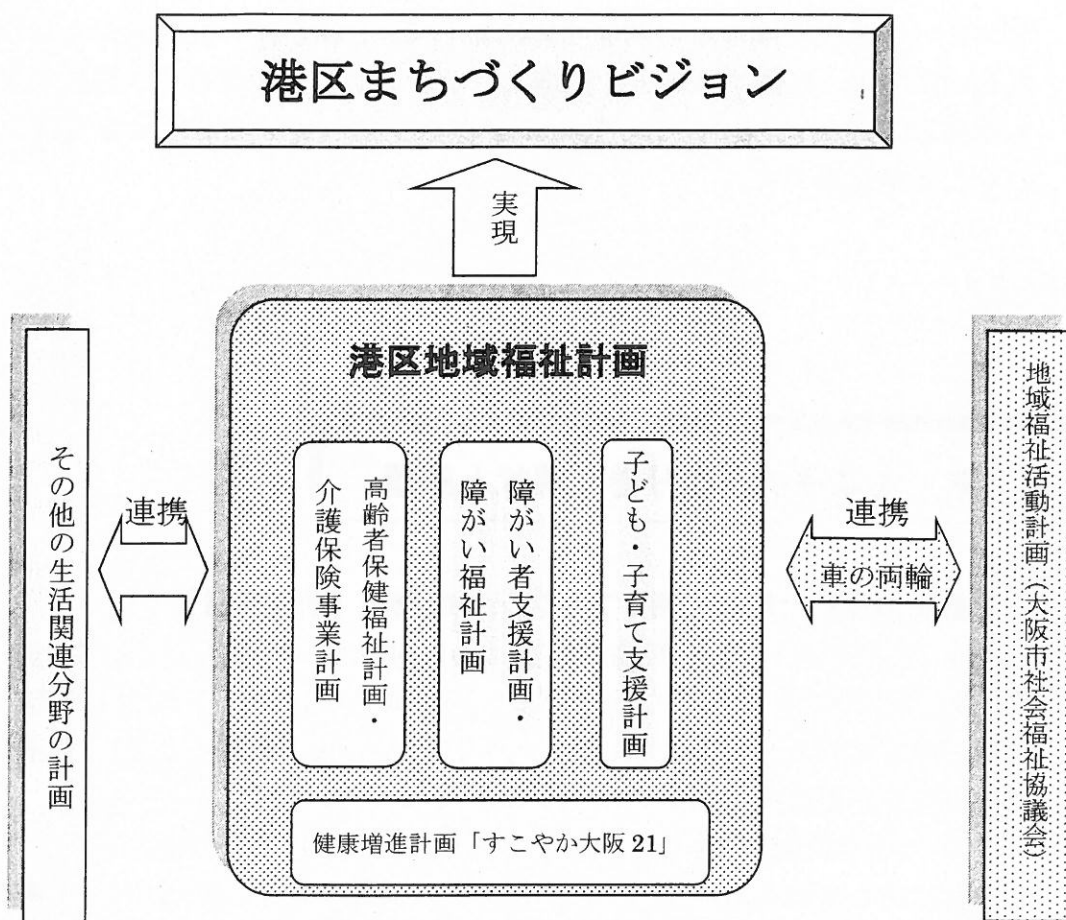
2. 計画の位置づけ

港区においては、「港区まちづくりビジョン」において、「いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち」をめざし、それを実現するために①区民主体のまちづくり②安全・安心・快適なまちづくり③健やかにいきいきと暮らせるまちづくり④「子どもの学び」と「子育て世代」を応援するまちづくり⑤訪れたい活気あふれるまちづくりの 5 つの柱を中心に区政を推進していくこととしています。

この地域福祉計画[※]は、住民、福祉活動団体、福祉事業者、区役所などが、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、住民のボランティア活動、関係諸団体の活動、公的サービスの連携のもとで、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」をつくるための「理念」と「仕組み」を、港区の実態を踏まえて区独自につくるための計画であり、「港区まちづくりビジョン」を実現するために不可欠なものです。

また、区民の日常生活に関わるさまざまな分野の取り組みを、地域福祉の視点から総合的に進めるため、関連する各種計画（大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、大阪市子ども・子育て支援計画、大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21」等）を推進する共通の仕組みとして、市民参加や協働の促進、福祉サービスの利用支援などについて定めています。

さらに、地域福祉を推進する団体である大阪市社会福祉協議会が、市民・民間団体等の参画と協働を進めるために策定した「地域福祉活動計画」と理念・方向性を共有し、車の両輪となって地域福祉を推進するものです。



3. 計画期間

計画の期間については、福祉をはじめ生活関連分野における社会情勢の変化の速さや市政改革の動きを考慮して定める必要があり、平成28年度～30年度までの3年間の計画として策定することとし、その間、状況の変化を踏まえて必要に応じて見直します。

4. 地域福祉推進の支援体制【新規項目】

この計画は、地域福祉の担い手としてのすべての住民、福祉活動団体、福祉事業者、医療機関、行政機関等が、それぞれの取組を協力して進めていくうえで、方向性を共有するための計画です。

港区役所、大阪市港区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は、相互に役割を分担し、連携・協働して地域福祉推進を推進することを目的として協定を締結しています。この港区役所と区社協が中心となり、区民や地域活動協議会などの各種地域団体、地域包括支援センター、障がい者相談支援